

令和7年12月

第6回（定例会）

香芝市議會議案

香 芝 市

目 次

議第 69 号	香芝市いじめ防止対策委員会及び香芝市いじめに関する重大事態再調査委員会条例を制定することについて-----	1 頁
議第 70 号	香芝市特別用途地区建築条例を制定することについて-----	5 頁
議第 71 号	香芝市附属機関設置条例の一部を改正することについて-----	8 頁
議第 72 号	香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正することについて-----	10 頁
議第 73 号	香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについて-----	14 頁
議第 74 号	令和 7 年度香芝市一般会計補正予算（第 7 号）について-----	16 頁
議第 75 号	指定管理者の指定について-----	17 頁
議第 76 号	指定管理者の指定について-----	18 頁
議第 77 号	香芝市道路線の認定について-----	19 頁

香芝市いじめ防止対策委員会及び香芝市いじめに関する重大事態
再調査委員会条例を制定することについて

香芝市いじめ防止対策委員会及び香芝市いじめに関する重大事態再調査委員会条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

香芝市長 三橋和史

香芝市いじめ防止対策委員会及び香芝市いじめに関する重大事態再調査委員会条例

目次

- 第1章 香芝市いじめ防止対策委員会（第1条—第6条）
- 第2章 香芝市いじめに関する重大事態再調査委員会（第7条—第11条）
- 第3章 雜則（第12条・第13条）

附則

第1章 香芝市いじめ防止対策委員会

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に係る事実関係等について調査し、及び審議するため、香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、香芝市いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、重大事態に係る事実関係及び再発防止のための対策について調査し、及び審議するものとする。

（組織）

第3条 対策委員会は、5人以内の対策委員をもって組織する。

（対策委員）

第4条 対策委員は、法律、医療、教育、心理等に関し識見を有する者であつて、重大事態の関係者と特別の関係を有しないもののうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第5条 対策委員の任期は、第2条の諮問に係る調査及び審議が終了したときまでとする。

（専門委員）

第6条 教育委員会は、対策委員を補助させ、又は専門的な見解を聴取するため必要があると認めるときは、対策委員会に専門委員若干名を置くことができる。

2 専門委員は、教育委員会が委嘱する。

3 専門委員の任期は、第1項の規定による補助及び見解の聴取が終了したときまでとする。

第2章 香芝市いじめに関する重大事態再調査委員会

（設置）

第7条 法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、香芝市いじめに関する重大事態再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第8条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果及び再発防止のための対策について調査し、及び審議するものとする。

（組織）

第9条 再調査委員会は、5人以内の再調査委員をもって組織する。

（再調査委員）

第10条 再調査委員は、法律、医療、教育、心理、福祉等に関し識見を有する者であつて、重大事態の関係者と特別の関係を有しないもののうちから市長が委嘱する。

（任期）

第11条 再調査委員の任期は、第8条の諮問に係る調査及び審議が終了したときまでとする。

第3章 雜則

（守秘義務）

第12条 対策委員、専門委員及び再調査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第13条 この条例に定めるもののほか、対策委員会に関し必要な事項にあつては教育委員会が、再調査委員会に関し必要な事項にあつては市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中46の項を48の項とし、45の項の次に次の2項を加える。

46 香芝市いじめ防止対策委員会の
対策委員及び専門委員

会議 日額 12,000円
陳述の聴取、書類作成等 30
分（30分未満の端数が生じた

	ときは、これを30分とする。 ）当たり 4,000円
47 香芝市いじめに関する重大事態 再調査委員会再調査委員	会議 日額 12,000円 陳述の聴取、書類作成等 30 分（30分未満の端数が生じた ときは、これを30分とする。 ）当たり 4,000円

議第 70 号

香芝市特別用途地区建築条例を制定することについて

香芝市特別用途地区建築条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市特別用途地区建築条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、特別用途地区の区域内における建築物の建築の制限について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例の規定は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号の特別用途地区（以下「適用区域」という。）に適用する。

(建築の制限)

第4条 適用区域内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が商業等の利便若しくは市街地環境を害するおそれがない又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合は、この限りでない。

- (1) 倉庫業を営む倉庫
- (2) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する店舗に附属する自家販売のための工場を除く。）
- (3) 集会場（業として葬儀を行うものに限る。）
- (4) 畜舎（15平方メートル以下のものを除く。）
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項各号で定める施設の用途を含む建築物

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をするときは、あらかじめ、香芝市都市計画審議会条例（昭和46年条例第20号）第1条の香芝市都市計画審議会に意見を聴かなければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第5条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前条第1項の規定（同条の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。）

) における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項又は第7項及び法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の前条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 大規模の修繕又は大規模の模様替えは、用途の変更（令第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。）を伴わないこと。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項の規定に違反した建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第4条第1項の規定に違反した建築物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第8条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議第 71 号

香芝市附属機関設置条例の一部を改正することについて

香芝市附属機関設置条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

香芝市長 三橋和史

香芝市附属機関設置条例の一部を改正する条例

香芝市附属機関設置条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1香芝市子ども・子育て会議の項の次に次のように加える。

香芝市児童福祉審議会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事業の認可及び届出並びに被措置児童等虐待についての調査審議に関する事項	8人以内	識見を有する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	3年
------------	--	------	---------------------------------------	----

別表第1に次のように加える。

香芝市景観計画審議会	景観計画についての調査審議に関する事項	10人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
------------	---------------------	-------	---	------

別表第2香芝市いじめ・不登校等対応委員会の項中「いじめ・不登校等の」を「いじめ、不登校等の」に、「対策」を「に関する対策」に改め、「事項」の次に「（香芝市いじめ防止対策委員会及び香芝市いじめに関する重大事態再調査委員会条例（令和 年条例第 号）第2条に規定する香芝市いじめ防止対策委員会が所掌する事項を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 72 号

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正することについて

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を次のとおり改正する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

香芝市長 三橋和史

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改める。

第4条第1項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「香芝市附属機関設置条例（平成25年条例第5号）別表第1に規定する香芝市児童福祉審議会」に改め、「聴き、」の次に「その監督に属する」を加え、同条第2項中「市」を「香芝市（以下「市」という。）」に改める。

第7条第2項中「の各号に掲げる要件の全てを」を「に掲げる要件を全て」に改める。

第17条第1項中「の各号に掲げる要件を」を「に掲げる要件を全て」に、「家庭的保育事業所等に搬入する」を「、家庭的保育事業所等に搬入する」に改め、同項第4号中「食事の提供や」を「食事の提供」に改め、同条第2項第3号中「食事の提供や」を「食事の提供」に、「乳幼児の食事」を「利用乳幼児の食事」に改める。

第18条第1項中「定期健康診断」を「定期の健康診断」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下の項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第18条第3項中「解除」を「解除し、」に改める。

第19条中「の各号」を削る。

第22条第2項中「市から」を「市からの」に改める。

第23条中「の各号に掲げる要件を」を「に掲げる要件を全て」に改める。

第27条中「とり」を「取り」に改める。

第29条第5号中「面積は、」を「面積にあっては」に改め、同条第7号中「建物は、」を「建物にあっては」に改め、同号ロの表中「ただし、」を削り、同号ハ中「又は」を「及び」に、「一」を「いずれか」に改め、同号ニ中「、当該床」を「当該床」に改める。

第38条中「の各号」を削る。

第44条第6号中「面積は、」を「面積にあっては」に改め、同条第8号中「建物は、」を「建物にあっては」に改め、同号ロの表中「ただし、」を削り、同号ハ中「又は」を「及び」に、「一」を「いずれか」に改め、同号ニ中「、当該床」を「当該床」に改める。

(香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「香芝市附属機関設置条例（平成25年条例第5号）別表第1に規定する香芝市児童福祉審議会」に改める。

第8条第2項中「1つ」を「一つ」に改める。

第9条の見出し中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「条件」を「要件」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第26条後段を削る。

第27条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

(香芝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 香芝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「香芝市附属機関設置条例（平成25年条例第5号）別表第1に規定する香芝市児童福祉審議会」に改め、「聴き、」の次に「その監督に属する」を加え、同条第2項中「市」を「香芝市（以下「市」という。）」に改める。

第15条中「の各号」を削る。

第20条中「とり」を「取り」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 73 号

香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正すること
について

香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

香芝市長 三橋 和史

香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

香芝市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市の」を「香芝市（以下「市」という。）の」に改める。

別表中9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項の次に次のように加える。

8 市長	住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって、住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者であって、市民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表に次のように加える。

11 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
----------	---

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議第 74 号

令和 7 年度香芝市一般会計補正予算（第 7 号）について

令和 7 年度香芝市一般会計補正予算（第 7 号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

香芝市長 三橋 和史

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

香芝市長 三橋 和史

1 管理を行わせる施設の所在地及び名称

香芝市瓦口 2159 番地

近鉄五位堂駅北自動車駐車場

2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者

東京都品川区西五反田二丁目 20 番 4 号

タイムズグループ

代表者 タイムズ 24 株式会社

代表取締役 西川 光一

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

香芝市長 三橋 和史

1 管理を行わせる施設の所在地及び名称

香芝市今泉 1120 番 3 ほか

香芝市スポーツ公園プール

2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者

大阪府東大阪市下小阪二丁目 9 番 17 号

香芝 HOS スポーツライフ共同体

代表者 HOS 株式会社

代表取締役 山澤 正之

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議第 77 号

香芝市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり香芝市道路線を認定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

香芝市長 三橋 和史